

- (3) 工事場所 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先
- (4) 工事内容 ①本工事は、横浜港新本牧地区護岸(防波)南側の工場製作工、海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、仮設工、雑工を施工するものである。②本工事は、横浜港新本牧地区護岸(防波)東側の海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、仮設工、雑工を施工するものである。
- (5) 工期 契約締結日から令和4年3月30日まで
- (6) 本工事は、入札時に「技術提案(工事全般の施工計画)」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、令和2年12月25日18時00分から令和3年1月12日9時00分までの間は電子入札システムが停止する予定である。
- なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
- (9) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)を提出した者に対し、見積参考資料(金抜き設計書)を開示する工事である。

- (10) 本工事は、完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局(港湾空港関係)の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
- (11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局(港湾空港関係)が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。(詳細は入札説明書による。)
- (12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
- (13) 本工事は、若手の主任(監理)技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料(以下、「資料」という。)の提出者が選択できるものとする。
- 若手主任(監理)技術者は、公示年度の4月1日時点で満40歳未満の者とする。
- (14) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- (15) 本工事は、「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について工事成績評定で評価する工事である。
- (16) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

- (17) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (18) 本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
- (19) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
- なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(「個別合意方式」という。)を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式(「一括合意方式」という。)も可能とする。
- (20) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。
- (21) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM/CIIM(Building/Construction Information Modeling/Management)を導入することによって、ICTの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのBIM/CIIMモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するBIM/CIIM活用工事(発注者指定型)である。
- (22) 本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- (23) 本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
- (24) 本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。

関東地方整備局港湾空港部ホームページ
「発注情報→3. 公表資料→入札結果等の公表(工事案件)」

<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/02kouzi.html>

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

- (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係)における平成31・32年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定を受けている者であること。
- (3) 関東地方整備局(港湾空港関係)における平成31・32年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。)
- (4)① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあつては、平成17年4月1日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
- また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
- 同種工事)
- ア) 海上において、質量1,600t/函以上のケーソンを据付した工事